

町田市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 1 4 日

町田市長 稲垣 康 治

町田市規則第 5 1 号

8 月 2 8 日迄揭示

町田市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

町田市クリーニング業法施行細則（平成２３年２月町田市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第１号様式中「町田市長」を削り、「１ クリーニング所の所在地」を「１ クリーニング所の所在地 電話」に、「開設予定日」を「開設予定年月日」に、「所在地及び名称」を「名称並びに住所」に改める。

第２号様式中「町田市長」を削り、「予定日」を「予定年月日」に、「本籍」を「氏名、本籍、生年月日、住所及び電話番号又は名称、住所及び電話番号」に、「取り扱わない場合はその旨」を「取扱いの有無 有 ・ 無」に改める。

第３号様式中「町田市長」を削り、「電話 （ ）」を「電話」に、「変更日」を「変更年月日」に改める。

第４号様式中「町田市長」を削り、「変更日」を「変更年月日」に改める。

第５号様式中「町田市長」を削り、「電話 （ ）」を「電話」に、「廃止日」を「廃止年月日」に、「完全廃止」を「完全廃止 譲渡」に改める。

第６号様式中「町田市長」を削り、「廃止日」を「廃止年月日」に、「完全廃止」を「完全廃止 譲渡」に改める。

第７号様式及び第８号様式中「町田市長」を削り、「譲渡日」を「譲渡年月日」に改める。

第９号様式及び第１０号様式中「町田市長」を削り、「相続開始日」を「相続開始年月日」に改める。

第１１号様式及び第１２号様式中「町田市長」を削り、「合併日」を「合併年月日」に改める。

第１３号様式及び第１４号様式中「町田市長」を削り、「分割日」を「分割年月日」に改める。

第１５号様式及び第１６号様式中「町田市長」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

町田市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 1 4 日

町田市長 稲垣 康 治

町田市規則第 5 2 号

8 月 2 8 日迄揭示

町田市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

町田市児童育成手当条例施行規則（昭和４６年１０月町田市規則第２０号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（所得の額） 第３条 条例第４条第２項第１号に規定する町田市規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは<u>３７５万８，０００円</u>とし、扶養親族等又は児童があるときは<u>３７５万８，０００円</u>に当該扶養親族等（３０歳以上７０歳未満の所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する扶養親族にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族に限る。）又は児童１人につき３８万円（当該扶養親族等が同法に規定する同一生計配偶者（７０歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族（以下「老人扶養親族等」という。）であるときは当該老人扶養親族等１人につき４８万円、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは当該特定扶養親族等１人につき６３万円）を加算した額とする。	（所得の額） 第３条 条例第４条第２項第１号に規定する町田市規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは<u>３６６万１，０００円</u>とし、扶養親族等又は児童があるときは<u>３６６万１，０００円</u>に当該扶養親族等（３０歳以上７０歳未満の所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する扶養親族にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族に限る。）又は児童１人につき３８万円（当該扶養親族等が同法に規定する同一生計配偶者（７０歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族（以下「老人扶養親族等」という。）であるときは当該老人扶養親族等１人につき４８万円、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは当該特定扶養親族等１人につき６３万円）を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この規則による改正後の第３条の規定は、令和８年６月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年５月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。